

帰還困難区域（大熊町）に所在する介護老人保健施設に入所していたが平成23年3月に避難先で死亡した被相続人夫婦の生命・身体的損害について、死亡に対する原発事故の影響割合を8割とした上で、慰謝料としてそれぞれ1600万円の賠償がされた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1，同X2，同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

- 1 申立人X1及び同X2は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。
  - (1) 亡A（以下「被相続人A」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人X1及び同X2が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
  - (2) 申立人X1及び同X2の知る限り、申立人X1及び同X2が、被相続人Aの全相続人であること。
- 2 申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。
  - (1) 亡B（以下「被相続人B」という。）が平成23年3月〇日頃に死亡し、申立人らが、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
  - (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人Bの全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第3 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、前項所定の損害項目及び対象期間に対する和解金として、金1390万5550円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、前項所定の損害項目及び対象期間に対する和解金として、金1390万5550円の支払義務があることを認める。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、前項所定の損害項目及び対象期間に対する和解金として、金468万8614円の支払義務があることを認める。
- 4 被申立人は、申立人X4に対し、前項所定の損害項目及び対象期間に対する和解金として、金468万8614円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目及び対象期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月14日

（仲介委員 今泉秀和）

別紙

申立人X1について

損害項目		対象期間	金額
被相続人Aの 生命・身体的損害	死亡慰謝料	-	¥8,000,000
	葬儀費用	-	¥240,000
	逸失利益	-	¥708,482
被相続人Bの 生命・身体的損害	死亡慰謝料	-	¥4,000,000
	葬儀費用	-	¥120,000
	逸失利益	-	¥432,052
本件和解仲介に関する弁護士費用		-	¥405,016
計			¥13,905,550

申立人X2について

損害項目		対象期間	金額
被相続人Aの 生命・身体的損害	死亡慰謝料	-	¥8,000,000
	葬儀費用	-	¥240,000
	逸失利益	-	¥708,482
被相続人Bの 生命・身体的損害	死亡慰謝料	-	¥4,000,000
	葬儀費用	-	¥120,000
	逸失利益	-	¥432,052
本件和解仲介に関する弁護士費用		-	¥405,016
計			¥13,905,550

申立人X3について

損害項目		対象期間	金額
被相続人Bの 生命・身体的損害	死亡慰謝料	-	¥4,000,000
	葬儀費用	-	¥120,000
	逸失利益	-	¥432,052
本件和解仲介に関する弁護士費用		-	¥136,562
計			¥4,688,614

申立人X4について

損害項目		対象期間	金額
被相続人Bの 生命・身体的損害	死亡慰謝料	-	¥4,000,000
	葬儀費用	-	¥120,000
	逸失利益	-	¥432,052
本件和解仲介に関する弁護士費用		-	¥136,562
計			¥4,688,614